

2006 年第 240 號法律公告

《2006 年感化院 (設立) (綜合) (修訂) 令》

(由衛生福利及食物局局長根據《感化院條例》
(第 225 章) 第 10(1) 條作出)

1. 生效日期

- (1) 第 2(1) 條自 2006 年 11 月 30 日起實施。
- (2) 第 2(2) 條自 2007 年 12 月 31 日起實施。

2. 感化院的設立

(1) 《感化院 (設立) (綜合) 令》(第 225 章, 附屬法例 A) 第 3 條現予修訂, 廢除在“現於”之後的所有字句而代以——

“以下處所設立感化院, 以供男少年罪犯之用——

- (a) 坳背山男童院 (the O Pui Shan Boys' Home);
- (b) 屯門兒童及青少年院 (Tuen Mun Children and Juvenile Home)。”。

(2) 經第 (1) 款修訂的第 3 條現予修訂, 廢除 (a) 段。

衛生福利及食物局局長
周一嶽

2006 年 10 月 20 日

註 釋

《感化院 (設立) (綜合) 令》(第 225 章, 附屬法例 A) 第 3 條指明供青少年罪犯使用的感化院。本命令將屯門兒童及青少年院加入該條。

2. 本命令亦將坳背山男童院從該條中刪除。